

令和7年2月14日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加 納 康 至
(公印省略)

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について
(令和6年度補正予算：人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する
緊急的な支援パッケージ)

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本医師会より、標記について下記のとおり連絡がありました。(詳細は別添資料をご参照ください。)

記

■日本医師会通知(抜粋)

昨年成立した令和6年度補正予算による令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業につきまして、この度厚生労働省医政局より都道府県知事に対し、その実施要綱等が通知されました。

本事業は、下記の生産性向上・職場環境整備等支援事業や病床数適正化支援事業をはじめとする7つの事業によって構成されるものです。なお、事業の執行時期等は都道府県の予算化の状況によります。

つきましては、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。

追って、同事業の補助金交付要綱等につき、後日改めてご連絡申し上げますので、ご承知おきください。

事業1：生産性向上・職場環境整備等支援事業

事業2：病床数適正化支援事業

事業3：施設整備促進支援事業

事業4：分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

事業5：地域連携周産期支援事業(分娩取扱施設)

事業6：地域連携周産期支援事業(産科施設)

事業7：医療施設等経営強化緊急支援執行事業

事業1.「生産性向上・職場環境整備等支援事業」については、

○事業の内容

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーション(以下「対象施設」という。)において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

○事業の支給額

(病院・有床診療所(※)) 許可病床数×4万円

(無床診療所) 1施設×18万円

(訪問看護ステーション) 1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

○留意事項

・給付金の支給対象となる取組について

以下の取組のいずれか(複数可)を支給対象とする。

(ICT機器等の導入による業務効率化)

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(タスクシフト/シェアによる業務効率化)

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア(給付金を活用した更なる賃上げ)

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

・給付金の支給について

① 給付金の支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」及び別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」を添えて申請を行う。

② 給付金の支給を受けた対象施設は、都道府県が定める日までに、別紙様式2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を添えて報告を行う。

③ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

・給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。

② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより給付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合。

としています。

事業2～7については、別添の日本医師会長文書でご確認ください。

給付金支給の申請方法等、大阪府から連絡があり次第、改めてお知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 電話 06-6763-7001
地域医療1課 電話 06-6763-7012
救急災害医療課 電話 06-6763-7003